防大教第 3 1 7 号 平成 2 1 年 3 月 2 日

各部長学術情報センター長殿各学群長

防衛大学校長

総合安全保障研究科後期課程の卒業論文の作成、論文審査及び最終 試験等に関する実施要領について(通達)

改正 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

## 1 卒業論文の作成

(1) 研究指導

総合安全保障研究科後期課程学生(以下「学生」という。)は、指導教官 (副指導教官を含む。以下同じ。)の研究指導を受けて卒業論文(以下「論文」 という。)を作成しなければならない。

- (2) 指導教官の決定
  - ア 総合安全保障研究科後期課程運営部会(以下「部会」という。)は、入校 した学生に対して指導教官を定め、総合安全保障研究科後期課程委員会委員 長(以下「委員長」という。)に届け出なければならない。
  - イ 委員長は、届出のあった指導教官について、防衛大学校長(以下「学校長」 という。)の承認を得るものとする。
  - ウ 研究指導上の理由により、前ア、イの手続きを経て、指導教官を変更する ことができる。
- (3) 論文の作成要領

論文の作成要領は次のとおりとする。

- ア 日本語又は英語をもって記述する。
- イ A4判で、長期の保存に堪える方法で明瞭に記述しなければならない。
- ウ 表紙には、題目、専攻、コース、氏名及び提出年月を記載する。
- エ 仮製本により、3部以上5部以内作成する。
- オ 目次、注記及び引用文献等の執筆要領については、別途定める。

## 2 論文の審査

### (1) 論文審査の申請

- ア 論文の審査を受けようとする学生は、「卒業論文審査申請書」、論文3部 以上5部以内及び論文の概要(和文4,000字程度)3部以上5部以内を、 指導教官の承認を得た上で、所定の期日までに、学校長に提出する。
- イ 学校長は、提出された論文の審査を総合安全保障研究科後期課程委員会 (以下「委員会」という。) に付託する。

# (2) 卒業論文審査委員の指名

- ア 委員長は、論文1件について、指導教官を含む3名以上5名以内の卒業論 文審査委員(以下「論文審査委員」という。)候補者(うち、1名は主査と する。)名簿を作成し、部会の承認を得た上で、学校長に提出する。
- イ 学校長は、提出された名簿により論文審査委員を指名する。
- ウ 卒業論文審査委員は、防衛大学校以外の他大学の教員をもって充てること ができるものとする。

#### (3) 論文審査の実施要領

- ア 学生は論文審査委員に対して、口頭で論文内容を発表する。
- イ 論文は専攻分野に関連し、独創的内容を含み、学術の発展に寄与するものであることを要する。
- ウ 論文審査委員は、論文の口頭発表をふまえて論文の審査を行い、成績を評 定する。
- エ 成績の評定は、「合格」又は「不合格」とする。

#### (4) 論文審査結果の報告

- ア 論文審査委員主査は、審査終了後、その結果について「卒業論文審査結果 報告書」を作成し、委員長に提出する。
- イ 委員長は、審査結果について委員会の議を経て、学校長に報告する。

# 3 最終試験

(1) 最終試験の実施

最終試験は、論文審査を申請した学生に対して行う。

(2) 最終試験委員の指名

ア 委員長は、学生1名に対して、3名以上5名以内の最終試験委員候補者 (うち、1名は主査とする。)名簿を作成し、部会の承認を得た上学校長に 提出する。

イ 学校長は、提出された名簿により最終試験委員を指名する。

(3) 最終試験の実施要領

ア 最終試験委員は、当該学生に対し、論文の内容及びこれに関連する科目に ついて口答又は筆答試験を行い、その学力を判定する。

イ 成績の評定は、「合格」又は「不合格」とする。

(4) 最終試験結果の報告

ア 最終試験委員主査は、試験終了後、その結果について「最終試験結果報告 書」を作成し、委員長に提出する。

イ 委員長は、試験結果について委員会の議を経て、学校長に報告する。

## 4 卒業論文の製本及び保存

(1) 保存用論文の提出

学生は、論文審査及び最終試験終了後、所定の期日までに論文2部を教務部 長に提出しなければならない。

(2) 論文の製本

提出された論文は、教務課において製本する。

(3) 論文の保存

製本された論文は、総合情報図書館において保存する。

## 5 その他

この実施要領に関する細部事項は、部会の議を経て教務部長が定める。